

事業名	学校いじめ防止基本方針の策定・改定	開始年度	平成26年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	「いじめ防止対策推進法」の施行、「仙台市いじめの防止等に関する条例」の制定及び「仙台市いじめ防止基本方針」の改定を踏まえ、各学校におけるいじめ対策の着実な取組みを行うもの。				
目的等	<p>学校いじめ防止基本方針を策定し、各学校のいじめ防止等の取組みの基本的な考え方や具体的な取組みの内容を示し、共有するとともに、各学校のいじめ防止等に向けた取組みの実効性を確保する。</p> <p>&lt;目標&gt; 学校教育活動全体を通じた、いじめ防止の包括的な取組み方針、活動内容等について、適切に機能しているか全市立学校を対象に4月に総点検を実施し、各学校の取組みの徹底を図る。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 「いじめ防止対策推進法」の施行、「仙台市いじめの防止等に関する条例」の制定及び「仙台市いじめ防止基本方針」の改定を受けて、各学校がいじめ防止等に係る基本的な方向や取組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めた。保護者や地域住民に対しての定期的な周知や、学校の実態に即した不断の見直しを行っている。</p> <p>&lt;実績&gt; 各学校において、児童生徒・保護者・地域からの意見を聴取し反映させるとともに、機会をとらえて周知を行った。</p>				
課題・今後の対応など	各学校において、いじめ防止の基本的な考え方や、具体的な取組みの内容など、不断の見直しを図りながら、体制の総点検や必要な改善に取り組む。				

事業名	いじめ・不登校対策推進協力校の指定	開始年度	平成9年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	いじめや不登校についての学校の対応力を高める必要があり、協力校と実践研究を重ね、その成果や課題を全市立学校に共有することで、各校の取組みに活かすことが必要である。				
目的等	<p>仙台市立学校におけるいじめ・不登校に対する適切な指導や支援について研究し、本市における指導体制の改善と充実に資する。</p> <p>&lt;目標&gt;          学校、家庭・地域、関係機関等の連携を密にし、児童生徒の社会的自立を促す活動の推進を図りながら、不登校児童生徒あるいは、いじめ問題に対する具体的な対応を通して、適切な指導や支援の在り方を探り、本市における指導体制の改善と充実に資する。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt;          いじめ・不登校への「未然防止」「早期対応」に向けて、各協力校が児童生徒の実態に応じて具体的な実践を重ねてきた、いじめ・不登校対策の実践例を全市立学校に発信し、共有を図る。</p> <p>&lt;実績&gt;          ・令和5年度は、いじめ対策2校と不登校支援2校の計4校が、いじめや不登校に係る児童生徒への支援体制等についての実践例等を、オンデマンド形式により全市立学校に共有を図った。いじめ対策・不登校支援の中核を担う「いじめ対策担当教諭」や「不登校支援コーディネーター」を中心とした各学校の組織的な対応力の向上につなげている。          ・各協力校において、校内体制の再構築や組織的な対応力を高める取組みにつながっている。</p>				
課題・今後の対応など	推進協力校の成果を全市立学校で共有し、各校の取組みに活かすため、引き続き、協力校と教育委員会間で連絡・調整を密に行う必要がある。なお令和6年度は、不登校対策推進協力校として、新規ステーション配置の小学校10校を指定。				

事業名	いじめ防止に向けた研修の実施	開始年度	平成26年度	担当課	教育局教育センター 教育局教育相談課
事業実施の背景	いじめ認知件数が増加傾向にある中、困難化・深刻化しないためには、組織として適切な初期対応が不可欠であり、担任、担当教諭、管理職等それぞれの立場ごとに意識し対処する能力の向上と効果的な組織対応を図ることが必要である。				
目的等	いじめ防止に向けた研修の実施により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめの対処について教職員の指導力・対応力の向上を図る。  〈目標〉研修を通じて、いじめ問題の未然防止や児童生徒への支援と対応、関係機関との連携など教職員の資質向上を図っていく。				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>①仙台市教育センターでは、育成指標に基づき、管理職研修も含めた全ての年次研修のほか、以下の研修を実施している。『「主幹教諭等研修」「学校運営力向上研修」「新任教務主任研修」「教務主任研修」「特別支援学級新担任研修」「特別支援教育コーディネーター研修」「新規採用事務職員研修」「学校事務職員研修」「学校事務職員職名別研修」「新規採用高等学校等実習助手研修」「臨時的任用教員研修」「育児休業代替任期付教諭研修」「小中学校道徳教育研修」「道徳教育研修」「特別活動研修」「特別支援学級授業づくり研修」「情報モラルSNS研修」「インクルーシブ教育システム研修」「人権教育研修」「消費者教育研修」「子供の心理等に関する研修」「ユニバーサルデザインの授業づくり研修』</p> <p>②教育相談課が主催する研修として、「いじめ対策担当教諭研修」「心のケア研修」「さわやか相談員研修」「スクールカウンセラー研修」「生徒指導研修」「不登校支援コーディネーター研修」など、校務分掌等による職能研修を実施している。</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度は、上記①②の研修合わせて、50研修、150講座で講義や演習など、実践的・実用的な研修内容を計画的に取り入れ、いじめを始めとする生徒指導対応力・児童生徒理解力等、キャリアステージ・職能に応じた力量の向上を図った。</li> <li>・全ての教員がいじめ対策に関する研修を定期的に受講できるように研修体系を構築したことにより、いじめ事例に対する具体的な対応方法を学んだり、事例の検討などを行ったりする機会が増えた。</li> </ul>				
課題・今後の対応など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合研修とオンライン研修により、事例検討やワークショップ形式での研修を通じて、受講者同士で意見交換を行うなど、効果的な研修になるよう、令和6年度以降も、引き続き進め方を検討していく。</li> <li>・子どもの権利擁護の考え方や児童生徒の意見を十分に聴き取る手法・聴き取りのポイントに関する内容を研修で取り上げるなど、研修の充実を図る。</li> <li>・研修後、各学校において教職員全体に必要な内容が共有されるよう、研修担当者からも具体的な伝達方法等を提示していく。</li> </ul>				

事業名	いじめ防止マニュアルの活用	開始年度	平成25年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	いじめ認知件数が増加傾向にある中、困難化・深刻化しないためには、組織として適切な初期対応が不可欠であり、担任、担当教諭、管理職等それぞれの立場ごとに意識し対処する能力の向上と効果的な組織対応を図る必要がある。				
目的等	いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめの対処など、教職員のいじめへの共通理解を図る。  <目標>いじめ事案への組織的対応等を確認し、適切かつ迅速な対処を図っていく。				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 令和3年度に「児童生徒が安心して学校生活を送るためのいじめ対策ハンドブック」を発行し、全教職員へ配布した。ハンドブックには、「無自覚ないじめ」についての記載やスクールロイヤーからのアドバイス等を盛り込み、より具体的ないじめの未然防止と対応について理解できる内容としている。</p> <p>&lt;実績&gt; 令和5年4月に、各校でハンドブックを利用した校内研修を実施し、管理職または担当職員から全職員へハンドブックの内容の解説とポイントについて説明している。</p>				
課題・今後の対応など	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめの未然防止、早期発見、事案への対処、組織体制、情報の共有等について、教職員の共通理解を図るため、引き続き、上記ハンドブックを使用した全教職員の研修を実施する。また、効果的に活用されるよう周知を行い、現場における適切な対応につなげていく。</li> <li>「いじめ不登校対応支援チーム」による学校訪問を通じ、学校の組織体制や管理職への報告、校内研修の状況等について確認し、具体的な指導助言を行う。</li> </ul>				

事業名	体罰・不適切な指導防止ハンドブックの活用	開始年度	令和元年度	担当課	教育局教職員課
事業実施の背景	<p>「体罰・不適切な指導防止ハンドブック」の活用により、教職員の規範意識を高め、児童生徒一人ひとりに向き合い、体罰・不適切な指導が児童生徒に与える影響について理解を深め、教職員による体罰・不適切な指導の根絶を目指すもの。</p>				
目的等	<p>平成29年度に実施した「体罰等に関する全校アンケート調査」の調査結果と、平成30年度に制定された「仙台市いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、体罰・不適切な指導防止のハンドブックを作成し、規範意識等教職員の資質能力の向上を図る。</p> <p>&lt;目標&gt; 全市立学校において体罰・不適切な指導防止ハンドブックを活用したコンプライアンス研修等を実施し、教職員の意識向上を図る。</p>				
施策の実施状況	<p>児童生徒一人ひとりの人格や個性を尊重した指導を目指し、「不適切な指導の防止」の徹底や教職員一人ひとりの意識を高めるため、令和5年4月に「体罰・不適切な指導防止ハンドブック【改訂版】」及び「教職員向け活用ガイド」を作成し、全市立学校に周知するとともに、学校内におけるコンプライアンス研修などで活用している。</p> <p>また、体罰及び不適切な指導の事例を示しながら、より実践的な対応の仕方についてまとめた「不祥事根絶に向けて 実例演習」について、校内研修での活用を進めている。</p>				
課題・今後の対応など	<p>「体罰・不適切な指導防止ハンドブック【改訂版】」及び「不祥事根絶に向けて 実例演習」などを活用し、校内研修を充実させ、指導の在り方や学校の組織風土を見直しながら、体罰・不適切な指導、その他の不祥事案の根絶に取り組んでいく。</p>				

事業名	いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施	開始年度	平成19年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	<p>新年度が始まって慣れてきた5月と、2学期が始まって学校行事もひと段落した11月に児童生徒間のトラブルが多くなる傾向があることから、この時期にキャンペーン月間を設定し、全市立学校を挙げて意識の高揚を図り、いじめの未然防止に関する活動を実施することとした。</p>				
目的等	<p>いじめは決して許されない行為であること、どの学校にも起こり得ることを児童生徒が十分認識し、各校における様々な取組みを通して、「いじめをしない、させない、許さない」という意識を高め、未然防止を図る。</p> <p>&lt;目標&gt;年2回(5月・11月)のキャンペーンを実施し、各学校において独自のいじめ対策の取組み(「いじめ防止『きずな』アクション」)を推進する。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 各学校において児童会や生徒会による主体的ないじめ防止対策に取り組んでいる。開始当初は、「いじめゼロキャンペーン」という名称で、毎年11月に実施してきたが、平成27年度から、「いじめ防止『きずな』キャンペーン」として、5月と11月の年2回実施している。5月に具体的な行動目標を立て、11月に行動目標の振り返りを行うとともに、児童生徒による自主的な取組みを支援し、「いじめをしない、させない、許さない」という児童生徒の意識を高める事業となっている。内容としては、「いじめ防止『きずな』アクション」と称して、あいさつ運動や啓発ポスターづくり、標語募集など各校独自に企画、実行し、児童会や生徒会を中心に自主的な活動として取り組んでいる。</p> <p>&lt;実績&gt; 令和5年度は、年2回(5月・11月)のキャンペーンを実施し、各校の児童生徒が主体となって積極的にいじめ防止活動に取り組むなど意識を高めることができた。各校の取組みについては、各区中央市民センターなどで、成果の広報を行った。</p>				
課題・今後の対応など	<p>引き続き、各学校の独自性、児童生徒の創意を尊重するとともに、地域(学校運営協議会)や保護者と連携した取組みに広げる。また、令和6年度より、「いじめ防止『きずな』アクション」を5月から実施可能とし、児童生徒の主体的な活動を促していく。</p>				

事業名	児童生徒の声の収集～聞かせてください！！みんなの気持ち～の実施	開始年度	平成30年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課
事業実施の背景	平成30年度に仙台市いじめの防止等に関する条例の検討過程で、児童生徒への意見聴取を行った。令和元年度以降も、子どもの意見の施策への反映等を目的として引き続き実施している。				
目的等	<p>児童生徒の友達付き合いや他者との関わりについての思いや意見を共有することで、児童生徒自身が新たな気づきを得る機会とする。また、児童生徒の意見を広く発信することにより、社会全体でいじめの防止等に取り組む意識の醸成を図る。</p> <p>&lt;目標&gt; 児童生徒の思いや意見等を広報啓発施策に活用する。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; いじめ対策推進課の職員が市立学校を訪問し、学校で計画している授業等(道徳や学級活動の授業、学年集会、委員会活動等)の参観や、質問を通じて児童生徒の意見を収集する。収集した意見は広報啓発施策に活用する。</p> <p>&lt;実績&gt; ・市立小・中学校、各区1校ずつ計10校を訪問し、児童生徒から意見を収集した。 ・収集した意見について、「相手の気持ちを考えること」「大人の見守りと支え」「自己肯定感の高まり」の3つに整理してポータルサイトに掲載するとともに、各学校に周知した。また、子どもたちの声をいじめ防止啓発まんが「はじめのいっぽストーリー」や啓発リーフレット等に活かすなど、広報啓発事業に活用した。</p>				
課題・今後の対応など	令和6年度は「地域との関わり」をテーマに、市立小中学校(10校程度)を訪問し、意見収集を行う。収集した意見をいじめ防止等対策ポータルサイトに掲載し、共有を図るとともに広報啓発施策に活かす。より効果的な意見の収集手法や事業への活用について検討しながら引き続き取り組んでいく。				

事業名	情報モラル教育の推進	開始年度	平成27年度	担当課	教育局教育指導課
事業実施の背景	スマートフォン等の普及により、インターネット上でのコミュニケーションの在り方や日常生活における適切な情報端末の活用について、家庭と学校が共通認識のもと連携しながら、児童生徒の情報モラルを育成することが必要である。				
目的等	<p>児童生徒が情報社会の進展に主体的に対応できるようにするために、情報を適切に活用する能力や、情報社会で適正に活動するための考え方や態度を育成する。</p> <p>&lt;目標&gt; 情報モラル教育実践ガイドを活用した情報モラル教育の実践と、家庭への啓発を推進し、児童生徒が情報を適切に活用する能力や、情報社会で適正に活動するための考え方や態度を育成する。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 各学校において、情報モラル教育の年間指導計画を策定し、児童生徒の情報モラルに関する情報活用能力の計画的な育成を図る。</p> <p>&lt;実績&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市立学校において、情報モラルに関する授業を年間指導計画に位置付け、実践した。</li> <li>・児童生徒の実態を把握するために、情報モラルを含めた情報活用能力に関する意識調査を実施した。</li> <li>・仙台市GIGAスクール推進協議会の指導・助言を受け、授業参観で活用できる情報モラル教育のモデル授業を作るとともに、WEBページに掲載して全市立学校にその取組みを共有した。</li> </ul> </p>				
課題・今後の対応など	引き続き、情報モラル教育に係る取組みを推進し、「子どもたちの主体的な活動」や「家庭での親子の対話」を啓発・促進する。また、各学校・教員による優れた取組みを収集し、市立学校に広く普及させるとともに、1人1台端末で活用できる授業用教材等の充実に努める。				



事業名	命を大切にす教育の推進	開始年度	平成29年度	担当課	教育局教育指導課
事業実施の背景	<p>児童生徒の生涯にわたる精神保健の観点から、生命尊重のみならず、自死の予防も含めたどの児童生徒にも起こりうる「心の危機」について取り扱い、児童生徒のつながりを深めたり、命の危機について知ったり、それに気付き自ら対処する意欲を高めたりすることが必要である。</p>				
目的等	<p>各教科等との関連性や系統性に配慮した「仙台版 命と絆プログラム～命を大切にす教育の手引き～」を活用した授業実践例を全市立学校に配信し、活用の推進に努める。また、命を大切にす教育の必要性や推進に当たっての留意事項等について、学校現場の理解を深める。</p> <p>&lt;目標&gt;「仙台版 命と絆プログラム」を活用した実践例を全市立学校に配信し、命を大切にす教育の推進を図る。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 命を大切にす教育研修に有識者を招き、命を大切にす教育の必要性や推進上の留意事項について、教職員向けの研修を行い、「仙台版 命と絆プログラム」を活用した、命を大切にす教育を推進する。</p> <p>&lt;実績&gt; ・「仙台版 命と絆プログラム」の一部データを更新し、各学校に配付して、活用の推進を図った。 ・「仙台版 命と絆プログラム」などを活用した授業実践事例を収集・集約し、事例集として配信して、各学校で活用できるようにした。 ・有識者を講師に招いて全市立学校の管理職を対象とした研修会を実施し、命を大切にす教育の必要性及び校内の推進体制の確立について理解を深めた。</p>				
課題・今後の対応など	<p>「仙台版 命と絆プログラム」における小学校授業案を、令和5年度に採択された小学校道徳の教科書に合わせた内容に修正し、各学校に配付して、より一層の活用の推進を図る。また、授業実践事例の収集と、事例集の各学校への配信を継続し、周知を図りながら推進していく。</p>				

事業名	学級生活アンケート調査の実施	開始年度	令和元年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	アンケート調査を通して、学校の迅速な初期対応につなげ、また、いじめの状況分析を行うことにより、生徒指導や学級経営に生かす。				
目的等	<p>より良い学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施し、いじめの未然防止、早期発見、学級崩壊の予防、より良い学級集団づくりに活用する。</p> <p>&lt;目標&gt;いじめの発生・深刻化の予防やいじめ被害にあっている可能性の高い生徒の発見、学級崩壊の予防やより良い学級集団づくりに活用する。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 全市立中学校(64校)と中等教育学校前期課程(1校)に在籍する生徒を対象に、より良い学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施し、生徒一人ひとりの学校生活や学級での満足度、学級集団の状態等について把握し、今後の対応や学級経営の方針の策定に活用する。</p> <p>&lt;実績&gt; ・全市立中学校・中等教育学校前期課程で、アンケートを実施した。客観的なデータにより、教職員が生徒の特性や学級集団の状態を的確に把握し、共通の理解のもとで、支援体制や指導方法の改善を図った。 ・調査結果を有効活用できるよう、教育委員会が活用の視点をまとめ、学校に周知した。</p>				
課題・今後の対応など	令和6年度からは、児童生徒の心の状態の小さな変化を把握するため、対象を小学校高学年にも拡充するとともに、実施回数を年間1回から、年間3回とする。				

事業名	24時間いじめ相談専用電話の設置	開始年度	平成28年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	児童生徒や保護者が気軽に相談できる24時間対応の電話相談を設置し、いじめの早期発見を図るもの。				
目的等	<p>教育委員会事務局内に、24時間対応のいじめ相談専用電話を設置し、児童生徒やその保護者からの相談に応じ、早期発見と問題解決を図る。</p> <p>&lt;目標&gt;相談体制の充実を図り、早期発見と問題解決を図っていく。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 教育相談課内にいじめ相談専用電話を設置し、教育相談課配置のスクールカウンセラーが対応する。夜間時間帯及び閉庁日については、業務委託先に相談電話が自動転送され、委託先の相談員が対応する。</p> <p>&lt;実績&gt; 令和5年度は、313件の電話相談(相談者別内訳:子ども34件、保護者215件、不明その他64件)があり、そのうちいじめに関する相談は129件(子ども15件、保護者99件、不明その他14件)であった。</p>				
課題・今後の対応など	学校が把握していない事案について、学校へ早急に情報提供することにより、いじめの早期発見・問題解決につなげていく。				

事業名	SNSを活用したいじめ相談の実施	開始年度	平成30年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	児童生徒にとって、気軽に相談できるSNSを活用し、いじめの早期発見を図るもの。				
目的等	<p>生徒にとって電話よりも身近であり、かつ手軽に相談が可能と思われるSNSを活用することにより、いじめを含む様々な悩みを抱える生徒の相談体制の充実を図る。</p> <p>&lt;目標&gt;より身近な相談体制の充実を図り早期発見と問題解決を図っていくため、SNSを活用したいじめ相談を実施する。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 全市立中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中・高)の生徒を対象に開設した専用窓口で、毎週水曜日及び年4回の期間(4月下旬から5月上旬、夏休み、秋休み、冬休みの各休業明け前後)に相談員と双方向のやりとりをしながら、いじめを含む様々な悩みについてSNS上で相談に応じる。また、通年で友達や自分に対するいじめのほか、学校にSOSを伝える一方の報告・連絡を受け付け、対応している。</p> <p>&lt;実績&gt; 令和5年度のアクセス数は103件だった。令和5年度からは、市立中学校の生徒が「仙台市いじめ・学校生活SNS相談」をブックマークに登録することで、1人1台端末より相談できるようになっている。 相談員と双方向の相談について、相談件数は21件であり、そのうち、いじめに関する相談は7件だった。 一方のSOSの受付については、10件の報告・連絡があった。相談者の悩みや訴えなどは、学校と早急に情報共有を図った。</p>				
課題・今後の対応など	令和5年度は毎週水曜日に相談を受けていたが、日曜日の相談件数が多い傾向にあることから、令和6年度からは毎週日曜日に相談を受けることを予定している。また、相談を受ける期間を年4回から年5回(4月下旬から5月上旬、夏休み、秋休み、冬休み、春休みの各休業明け前後)に拡充することで、更なる利便性の向上を図る。相談対象についても、小学校高学年にも拡充する。				

事業名	いじめ等相談支援室 S-KETの運営	開始年度	令和2年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課
事業実施の背景	平成31年3月仙台市いじめの防止等に関する条例案に対して、議会からいじめ相談の仕組みづくりなどを求める付帯決議が示された。その後、他都市の視察や仙台市いじめ問題対策連絡協議会での協議、関係団体等との意見交換等を経て、令和元年12月の第4回定例会にて相談室設置に関する補正予算案が可決された。				
目的等	<p>これまでのいじめ相談の課題であった「学校や教育委員会には相談しにくい場合」や「法律や福祉、医療の観点からの検討が必要な場合」などに対応し、学校や教育委員会とは異なる立場で児童生徒や保護者に寄り添った支援を行う。</p> <p>&lt;目標&gt; 相談者への支援や悩みの解決に向けた運営を行う。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 学校や教育委員会とは異なる立場でいじめ等に関する相談を受ける窓口を運営している。弁護士や学識経験者などいじめの問題に詳しい専門家が、児童生徒や保護者に寄り添った支援を行う。</p> <p>&lt;実績&gt; 令和5年度における相談延べ件数は432件※1(電話259件、メール119件、面接54件)であり、そのうちいじめに関する相談は延べ202件(実相談者数56人※2)であった。 ※1 内訳(児童生徒62件、保護者361件、その他9件) ※2 内訳(児童生徒3件、保護者51件、その他2件)</p>				
課題・今後の対応など	引き続き、児童生徒や保護者、学校、関係機関に対して、チラシ等により相談窓口の周知・浸透を図るとともに、相談者に寄り添った支援を行うため、研修等による相談員の支援スキルの向上や、関係機関との連携を図る。				

事業名	いじめ相談の情報連携	開始年度	平成30年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課
事業実施の背景	全庁を挙げていじめ問題に取り組むため、各相談窓口に寄せられたいじめ相談について相談受理後の対応を明確化し、いじめの解消に向けた情報の共有及び連絡の調整を図ることとした。				
目的等	<p>いじめに係る相談について、健康福祉局保護自立支援課、精神保健福祉総合センター、発達相談支援センター、こども若者局いじめ対策推進課、こども若者相談支援センター、児童相談所、各区家庭健康課、保護課(以下、各相談窓口とする)と教育委員会・学校間で情報共有や連絡調整を図ることにより、相談内容に応じた支援につなげる。</p> <p>&lt;目標&gt; 相談受理後の手順等について各窓口に周知し、相談を受けたいじめの早期対応を図る。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 各相談窓口で受けたいじめに係る情報に関して、いじめ対策推進課がとりまとめ、相談者の同意のもと、教育委員会に情報提供を行う。教育委員会は学校と情報を共有し、学校への指導と支援を行い、対応後には教育委員会からいじめ対策推進課を通して、相談を受けた窓口に対応結果や経過について情報提供を行う。</p> <p>&lt;実績&gt; 情報共有及び連絡調整を図ることでいじめの解消につなげていくため、年度当初に関係各所に情報連携について周知した。</p>				
課題・今後の対応など	いじめの相談を受けた場合の対応手順について、引き続き関係部署に周知を図るとともに、教育委員会に情報共有を行ったケースについては、対応に係る経過又は結果を確認する。				

事業名	教育相談室の設置	開始年度	平成5年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	<p>悩みを持っている児童生徒や保護者の抱えている背景の複雑化から、課題解決のための整理や専門的知見による支援が必要になっている。</p>				
目的等	<p>児童生徒の養育上の悩みや生徒指導上の諸問題、特別支援教育についての相談に応じ、その解決等への援助を図る。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 教育相談室に3名の専任相談員を配置し、児童生徒、保護者及び学校関係職員等からの電話による相談や来室相談に応じる。必要に応じて、指導主事や嘱託精神科医師、嘱託臨床心理士が対応し、諸問題の解決等への援助を図る。</p> <p>&lt;実績&gt; 令和5年度に教育相談室で受理した電話相談は237件、来室相談は106件であった。そのうちいじめに関する相談は、18件であった。</p>				
課題・今後の対応など	<p>引き続き、相談者に寄り添った対応を行っていきけるよう、相談員の専門性や対応力、相談技術向上のための研修等の充実を図っていく。</p>				

事業名	学校におけるアンケート調査の実施	開始年度	平成24年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	アンケート調査の実施を通じて、早期発見・早期対応など、組織として適切な初期対応につなげることが必要である。				
目的等	<p>各学校がいじめの現状や児童生徒の状況を的確に把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る。</p> <p>&lt;目標&gt; 全市一斉のアンケートを年1回実施し、認知したいじめ事案の早期対応に努める。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 教育委員会が行うアンケート調査(「仙台市いじめアンケート」)は、11月に全市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の全児童生徒を対象に実施している。児童生徒は、調査用紙を各家庭に持ち帰り、保護者と共に記入したものを学校に提出する。このほか、学校が独自にアンケート調査を年4回程度行い、教育委員会に「いじめ事案報告」として、年4回報告している。また、児童生徒が安心して学校生活を送ったり、相談しやすい風土を醸成したりすることができるように、教育委員会による「安心安全な学校づくりアンケート」を実施し、各学校に集計結果を周知している。</p> <p>&lt;実績&gt; ・令和5年度は、調査期間を11月2日～11月8日の間とし、各学校で実施した。 ・全市一斉のアンケートを実施したことで、いじめ事案の積極的認知につながっている。 ・「仙台市いじめアンケート」の結果は、年4回の「いじめ事案報告」に併せて行うよう変更するとともに、「安心安全な学校づくりアンケート」はGoogleフォームでの回答とし、集計を教育委員会が行うことで、学校の負担軽減を図った。</p>				
課題・今後の対応など	引き続き、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るとともに、児童生徒が安心して学校生活を送れるように、「仙台市いじめアンケート」及び「安心安全な学校づくりアンケート」を実施していく。				



事業名	インターネット巡視の実施	開始年度	平成22年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	児童生徒が日常的にSNSを利用するようになり、インターネット上のトラブルが増加し、問題も表出しづらいことから、ネットパトロールを行い学校現場に情報提供することが必要である。				
目的等	<p>SNSやインターネット掲示板等を定期的に関覧するインターネット巡視を行い、児童生徒のインターネット等を介したトラブルの未然防止を図る。</p> <p>&lt;目標&gt; インターネットに関わる問題を早期に発見して学校に情報を提供するとともに、トラブルに係る技術的な助言等を行う。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 学校名や個人名で検索を行い、不適切な書き込み等、問題のある事案について、掲示板等の情報を記録し、個人名や学校名が特定される事案は、当該校へ情報提供を行う。</p> <p>&lt;実績&gt; 児童生徒のインターネット等を介したトラブルの未然防止を図るため、インターネット巡視員2名によるSNSや掲示板等の巡視を実施し、児童生徒による不適切な書き込み等の監視を継続して行った。巡視の結果、不適切な書き込み(405件)については、対象校へ巡視結果報告書を送付し、特に緊急性の高い書き込みは、対象校へ直接連絡し、対応を依頼した。また、有識者による巡視事業へのアドバイスを受け、監視業務の強化を図った。</p>				
課題・今後の対応など	携帯端末を使用する児童生徒が増加しており、今後もSNSによる不適切な書き込みによるトラブルの増加が予想されることから、児童生徒や保護者に対する啓発に一層取り組むとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期解決につなげていく。				

事業名	いじめ事案の報告	開始年度	平成29年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	いじめと認知した事案について、事案の軽重にかかわらず、学校と教育委員会が情報を共有し、必要な連携を図り対応することが必要である。				
目的等	<p>いじめ事案について、保護者を含めた情報の共有や組織的な対応が適切になされるとともに、学校と教育委員会が情報を共有し、必要な連携が図られるようにする。</p> <p>&lt;目標&gt;年4回の報告により、認知したすべてのいじめ事案について、学校と教育委員会が情報を共有し連携を図る。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt;                  以下の場合、学校は速やかに教育委員会へ報告を行う。                  ・日数に関わらずいじめを理由にした欠席があった場合                  ・欠席理由がいじめ関連の有無にかかわらず、いじめ事案集計表に記載がある児童生徒が欠席15日を超過した場合(いじめ関連有の場合は、様式により報告)                  ・その他校長が必要と認めた場合</p> <p>いじめと認知した事案について、経過を記録し、教育委員会へ年4回(7月、10月、1月、3月)報告する。欠席が連続した場合(3日間を目安)は、当該児童生徒及びその保護者に対し、改めて欠席理由を確認することとしている。</p> <p>&lt;実績&gt;                  ・年4回の報告により、認知したすべてのいじめ事案について、軽重を問わず経過について情報共有が図られている。                  ・各校のいじめ事案への対応状況を把握することで、適宜学校と教育委員会が連携し、いじめが原因で欠席が増えている児童生徒の早期発見と早期対応を図ることができた。</p>				
課題・今後の対応など	引き続き、教育委員会や学校、関係機関との情報共有を密に行い、いじめの早期発見・早期対応を図っていく。また、いじめ事案の報告については、令和6年度より、年4回の報告から毎月の対応状況の更新に変更し、学校と教育委員会間の情報共有の徹底を図る。				

事業名	いじめ対策支援員の配置	開始年度	平成28年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	いじめの認知件数の増加に伴い、未然防止及び早期発見のために専門的に対応する人的配置が必要となっている。				
目的等	<p>学校におけるいじめの未然防止及び早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応等を図るため、いじめ事案等に取り組む小学校に一定期間派遣し、各学校の状況に応じて、学校に助言・指導を行う。</p> <p>&lt;目標&gt;いじめ事案を抱える小学校に対して、一定期間配置し校内の巡回・指導を行う。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; いじめの未然防止やいじめ事案等の課題に取り組む小学校に、元警察官及び元教員をいじめ対策支援員として一定期間派遣し、学校いじめ防止等対策委員会への参加、教職員への助言、関係児童生徒への声掛け指導を行うなど、いじめの早期改善に取り組む。毎月1回、配置校から送付される活動記録簿により、いじめ対策支援員の活動状況等を確認し、必要に応じて学校に助言・指導を行う。</p> <p>&lt;実績&gt; 新たな配置が必要と思われる学校には、年度途中で配置転換を行うなど、令和5年度は20名(元警察官13名、元教員7名)の支援員を小学校21校に配置した。</p>				
課題・今後の対応など	学校からの配置要望に応じるための人員の確保が課題となっている。今後も、いじめ対策支援員の活用状況を把握しながら、配置校に対し、いじめ対策支援員の有効な活用方法について助言を行っていく。				

事業名	指導困難学級対策チームの訪問	開始年度	平成19年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	指導困難学級の対応に苦慮する学校の増加に伴い、児童生徒の問題行動への担任等の対応や、該当児童生徒の支援を行う必要がある。				
目的等	<p>指導困難学級への対応に苦慮する学校に対して、指導困難学級対策チームが要請に応じて学校を訪問し、有効な対応策等を検討しながら、改善に向けた支援を行う。</p> <p>&lt;目標&gt; 学校の教職員とともに、問題の実態把握や要因分析を行い、対象学級における課題改善を図るとともに、当該校の指導体制等について指導・助言を行う。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 指導困難学級への対応に苦慮する学校に対して、指導困難学級対策チームが要請に応じて学校を訪問し、有効な対応策等を検討しながら、改善に向けた支援を行う。また、状況に応じて、該当する児童生徒及び指導困難学級への対応支援を行う。</p> <p>&lt;実績&gt; 令和5年度に訪問した学校は、計13校で、のべ17日であった。</p>				
課題・今後の対応など	学校の教職員と実態把握や要因分析を行うことで、必要な支援策を共有し、当該校が組織体制を見直すとともに、自立した対応を行うことができるよう、支援に当たる。				

事業名	心のケア緊急支援	開始年度	平成19年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	衝撃の大きい事件事故や災害が発生した際、精神的な影響についての深刻化を防ぎ、最小限に抑えるため、心理的専門家を派遣することが必要である。				
目的等	児童生徒に関わる重大な事件・事故、非常災害などが発生した場合、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者、教職員の動揺や精神的な影響を最小限に抑え、学習環境を整備する。  <目標>心のケアを緊急に必要とする際に早期対応を図り、緊急支援活動を行う。				
施策の実施状況	<概要> 重篤な事件や事故の発生時に、当該学校に対してスーパーバイザー(スクールカウンセラーの中で指導的な役割を果たす臨床心理士)を中心としたスクールカウンセラーの緊急派遣を行い、精神的なストレスを受けた児童生徒、保護者、教職員の心のケアを行う。  <実績> 6校にスクールカウンセラーを派遣し、初期対応や職員、児童生徒の心のケアを行った。				
課題・今後の対応など	今後も、児童生徒や保護者、教職員に適切な支援が行えるよう、スクールカウンセラーの能力向上に資する研修の充実などに努めていく。				

事業名	いじめ対策専任教諭の配置	開始年度	平成28年度	担当課	教育局教育相談課、教職員課
事業実施の背景	いじめ認知件数が増加傾向にある中、困難化・深刻化しないためには、早期発見、適切な初期対応が不可欠であり、いじめに対応する専任の担当者が必要になっている。				
目的等	<p>中学校におけるいじめの未然防止及び早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応等を図るため、各学校に専任教諭を配置する。</p> <p>&lt;目標&gt;全中学校、中等教育学校、特別支援学校に配置し、いじめの未然防止等に向け、担任の支援など中核的な役割を継続して担うことで、組織的な対応力の向上につなげる。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 全市立中学校・中等教育学校・特別支援学校66校に配置。担任と連携しての対応・相談、配慮を要する生徒の個別対応、不登校生徒への指導・支援、いじめアンケートの集約や聴き取り、生徒会と連携した啓発活動、いじめ防止運動の企画・運営、校内研修の立案・実施、校内の巡回指導、地域・関係機関との連携など、学校全体のいじめ対策の中核的役割を担う。</p> <p>&lt;実績&gt; 全市立中学校・中等教育学校・特別支援学校66校への配置を継続し、いじめの未然防止に向けた企画や活動の推進、さらに組織的な対応の中核として一定の水準が確保されている。</p>				
課題・今後の対応など	引き続き、いじめ対策専任教諭を中心に適切な情報共有と迅速な行動がとられるよう、スクールカウンセラー等専門職との連携強化や、教員研修の充実など、組織的な対応力の向上を図っていく。				

事業名	児童支援教諭の配置	開始年度	平成28年度	担当課	教育局教育相談課、教職員課
事業実施の背景	いじめ認知件数や不登校の児童数が増加傾向にあり、初期段階から中心となって対応する担当者が必要になっている。				
目的等	<p>小学校におけるいじめ、不登校等の課題に対応するため、指導や対応の中心的存在になるとともに、コーディネーターとしての役割を果たす児童支援教諭を配置する。</p> <p>&lt;目標&gt;全小学校に配置し、いじめの未然防止及び早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応を行い、組織的な対応力の向上につなげる。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 小規模校4校を除く市立小学校114校に配置。担任と連携しての対応・相談、配慮を要する児童の個別対応、不登校児童への指導・支援、いじめアンケートの集約や聴き取り、児童会と連携した啓発活動、いじめ防止運動の企画・運営、校内研修の立案・実施、校内の巡回指導、地域・関係機関との連携など、学校全体のいじめ対策の中核的役割を担う。</p> <p>&lt;実績&gt; 令和4年度に引き続き、小規模校を除く市立小学校114校へ配置し、いじめの未然防止に向けた企画や活動の推進、さらに組織的な対応の中核として一定の水準が確保されている。</p>				
課題・今後の対応など	小規模校4校を除く市立小学校114校への配置を継続するとともに、児童支援教諭を中心に適切な情報共有と迅速な行動がとられるよう、スクールカウンセラー等専門職との連携強化や、教員研修の充実など、組織的な対応力の向上を図っていく。				

事業名	いじめ不登校対応支援チームの学校訪問	開始年度	平成27年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	各学校が「学校いじめ防止基本方針」に基づいた対応や、不登校に係る組織対応が行われているかを確認、助言する機会として学校訪問を行うこととした。				
目的等	<p>いじめ・不登校に係る各学校の組織体制や取組み状況の確認、いじめ事案及び不登校児童生徒への対応などについて助言指導を行うことにより、困難事案や重大事態の防止に努めるとともに、学校のいじめ・不登校に対する適切な初期対応や継続指導を確実なものにしていく。</p> <p>&lt;目標&gt; 全市立学校を訪問し、教育委員会と学校が情報を共有し、組織的対応力の向上を図る。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談課の指導主事等が、「いじめ不登校対応支援チーム」として全市立学校188校を巡回訪問し、組織体制や取組み状況、いじめアンケート後の学校対応や処理状況等を確認し、指導助言を行う。また、各学校と教育相談課が、事案に対して組織的に対応できるよう、情報を共有する。</li> <li>・訪問時期については5～7月とし、年度の早い時期に各学校の組織体制や取組み状況、いじめアンケート後の学校対応や処理状況等を確認し、指導助言を行う。</li> </ul> <p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度は5～7月にかけて、全市立学校を訪問した。</li> <li>・対応や処理状況において改善を要する学校に対しては、1～2か月後を目安に状況確認を行い、改善の徹底を図った。</li> <li>・各校の好事例については、他校にも紹介し、実践が広がるよう働き掛けた。</li> </ul>				
課題・今後の対応など	引き続き、各学校と教育相談課が、事案に対して組織的に対応できるよう、巡回訪問時の指導事項や個別ケースについて、その後の状況把握に努める必要がある。				



事業名	いじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置	開始年度	平成28年度	担当課	教育局 教育センター
事業実施の背景	いじめ対応や学級経営、生徒指導に苦慮する教員が、悩みを他の教員に相談できず一人で抱え込む事態に陥らないよう、教員が抱える課題について相談できる場を学校外にも設置することが必要である。				
目的等	<p>いじめ事案等への対応、学級経営、保護者への対応等、教職員からの職務上の相談を受け、課題解決に向けて助言する。内容によって、他課と連携を図り、専門的な観点からの助言を行う。</p> <p>〈目標〉教職員の職務上の課題解決に向けた支援を行う。</p>				
施策の実施状況	<p>〈概要〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度、市教育センター内に「いじめ対応等相談教職員支援室(ほっとスペースえがおで)」として設置(相談員:教員OB2名)。平成29年度からいじめ対応等も含めた教職員の相談に対応するため、名称を現在の「教職員相談支援室(ほっとスペースえがおで)」に変更した。</li> <li>電話、メール、来所による面談【来所による相談時間は、月曜日～金曜日(閉庁日を除く)正午～午後6時】、及び各研修等での支援等を実施し、教職員の職務上の相談に対応している。</li> </ul> <p>〈実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度の相談件数は69件(前年度比18件増)、人数は39名(前年度比14名増)。主な相談内容は、人間関係(同僚、児童生徒、保護者等)、業務(学級経営、生徒指導、学習指導、校務分掌)、自身の健康等についてであった。</li> </ul>				
課題・今後の対応など	平成29年度より予約なしでの相談を可能としており、研修会後に立ち寄る教員も多い。引き続き、相談室だよりを毎月発行するなど、来所のみならず、電話・メール等での相談にも対応し、いじめ対応に関する相談にも応じることも含め、相談窓口の周知を図っていく。				

事業名	スクールカウンセラーによる支援	開始年度	平成7年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	<p>心の問題を抱えた児童生徒や保護者への対応のため、教員以外の心理の専門家による相談体制を構築する必要がある。</p>				
目的等	<p>専門的な知識と経験を有するカウンセラーを学校に配置し、いじめ・不登校等に関する児童生徒の教育相談活動を行う。</p> <p>&lt;目標&gt;内面のストレスや不満が原因と思われる問題行動の未然防止や課題の早期発見、早期解決を図る。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt;                      全市立学校にスクールカウンセラーとして、臨床心理士等の教育相談の専門的知識や技能を有する人材を配置し、児童生徒及び保護者へのカウンセリングや教員への助言等を行うことにより、不登校や引きこもり、暴力行為、児童虐待、いじめ等、心の問題の解決を図る。</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市立学校に計88名のスクールカウンセラーを配置し、問題行動の未然防止を図るとともに、課題の早期発見と早期対応にあたることができた。</li> <li>・拠点校方式(一人のスクールカウンセラーが中学校を拠点として校区内の小学校も担当する配置形態)を26中学校区で継続実施した。</li> <li>・研修会や学校訪問において、学校とスクールカウンセラーの効果的な連携の在り方について啓発した。</li> </ul>				
課題・今後の対応など	<p>今後も、各学校への配置日数の確保を図るとともに、小中連携の観点から、中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置するよう努めていく。</p>				

事業名	スクールソーシャルワーカーによる支援	開始年度	平成26年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	不登校や問題を抱える児童生徒やその家庭に対する福祉的支援の必要なケースが増加傾向にあることから、福祉の専門家による相談や関係機関の調整が必要となってきた。				
目的等	<p>スクールソーシャルワーカーが、学校からの相談に対応することで、学校の教育相談体制の充実を図り、不登校や引きこもり、暴力行為、児童虐待、いじめ等生徒指導上の課題の解決を図る。</p> <p>&lt;目標&gt; 児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけ、いじめなど生徒指導上の課題改善を図る。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談課配置のスクールソーシャルワーカー8名が、学校からの要請に応じて相談を受けるとともに、10中学校区に週1回勤務した。また、中学校区配置の5名のスクールソーシャルワーカーが10中学校区に週1回勤務し、学区の小学校も含めてケース対応を進めた。</li> <li>児童生徒を取り巻く環境調整や各関係機関との連絡調整を行った。</li> </ul> <p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談課配置のスクールソーシャルワーカーが238件、中学校区配置のスクールソーシャルワーカーが221件、計459件の相談対応を行った。</li> <li>いじめ不登校対応支援チームによる学校訪問において、令和4年度に発行した「スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック」を用いて、スクールソーシャルワーカー事業の活用について周知した。</li> </ul>				
課題・今後の対応など	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度は、スクールソーシャルワーカーを20中学校区に配置したが、未配置の中学校区にも潜在的な相談ニーズがあることから、令和6年度は、さらなる配置拡充を図る。</li> <li>引き続き、研修等を実施し、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めるとともに、養護教諭や教育相談担当、スクールカウンセラーなどの専門職との連携を図り、効果的な支援に努める。</li> </ul>				

事業名	スクールロイヤーによる学校支援	開始年度	平成30年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	いじめや生徒指導の対応、保護者対応が困難化する中、法的課題も多くなっていることから、専門的知見での学校支援が必要となってきた。				
目的等	<p>弁護士の助言・指導により、市立学校が直面する法的課題に適切に対応することで、いじめ防止対策の徹底及び問題の深刻化の未然防止を図る。</p> <p>&lt;目標&gt; 法律相談・学校訪問・教員研修など幅広く学校からの相談に応じ、助言・指導を行う。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt;                  仙台弁護士会から推薦された弁護士が、学校が直面する諸課題(いじめをはじめとする児童生徒に係わる諸問題等)への対応等について、幅広く相談に応じる。</p> <p>&lt;実績&gt;                  ・令和5年度は、学校からの相談対応はいじめに関する相談を含めて25校(延べ41件)、教職員への全体研修9回及び校内研修31校(学校訪問12校、オンライン19校)、学校のケース会議1回のほか、児童生徒向けのいじめ予防授業を58校で実施した。                  ・スクールロイヤーによるいじめ対応に係る研修動画を作成して教職員に周知し、管理職及びいじめ対策担当教諭が研修動画を視聴した。</p>				
課題・今後の対応など	<p>・いじめ予防授業について、学校からの依頼が前年度よりも増加していることも踏まえ、各校で工夫して実践できるように指導案を作成し、その充実を図っていく。</p> <p>・引き続き、本事業の学校現場への浸透を図り、活用を促すとともに、研修内容については、学校現場が直面する課題等を踏まえてより一層効果的なものとなるよう、継続的に見直しを図っていく。</p>				

事業名	さわやか相談員等の配置	開始年度	平成11年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	児童生徒が話しやすいような教員以外の大人が、児童生徒の悩みやいじめの発見、不登校につながる不安等をキャッチし、教職員につなぐことにより、問題行動の未然防止を図る。				
目的等	<p>小・中学生が気軽に相談できる第三者的な存在として、さわやか相談員や学校教育ボランティア相談員を配置し、児童生徒のストレスの緩和を図る。</p> <p>&lt;目標&gt; 児童生徒の悩み等の問題解決を支援し、いじめの未然防止を図る。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 教員とは違う視点から児童生徒に関わり、悩みや問題の解決を図るとともに、いじめや不登校、問題行動等を未然に防止する。</p> <p>&lt;実績&gt; 児童生徒の身近な遊び相手や相談相手となる「さわやか相談員」について、小学校100校に103名、中学校30校に32名、計130校に配置した。また、児童生徒の様々な悩みや不安の解消、ストレスの緩和を図るため、「学校教育ボランティア相談員」を11校に39名配置した。</p>				
課題・今後の対応など	各学校の実態に応じて、相談員の配置時間、活動場所、活動内容などを工夫しながら、児童生徒に対するより効果的な支援方法を検討していく。				

事業名	いじめ防止「学校・家庭・地域 連携シート」の配布	開始年度	平成27年度	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	いじめの理解促進を図るとともに、学校・家庭・地域が連携して早期解決を図るため、いじめに関する家庭や地域への周知が必要である。				
目的等	<p>いじめの理解促進を図るとともに、いじめ問題に対して、学校・家庭・地域が連携して、早期解決を図る。</p> <p>&lt;目標&gt;いじめの定義の周知や防止に向けて学校・家庭・地域との連携を強化していく。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt;                      早期発見、早期対応のためのチェック項目や、相談窓口の一覧等を掲載したリーフレットを作成し、全ての市立学校の児童生徒の家庭に配布する。リーフレットには、いじめのサイン「発見シート」として、起床から、登校、下校、就寝までの1日の流れに沿って、学校・家庭・地域が、それぞれの立場から子どものサインを見逃さないためのチェックポイントを示している。</p> <p>&lt;実績&gt;                      4月に各学校へ配布した。家庭・地域を含めたそれぞれの場で、子供の小さなサインを見逃さないための「発見シート」という形式になっている。</p>				
課題・今後の対応など	いじめ防止等対策について地域との連携を強化していくため、地域への更なる周知(学校運営協議会での活用等)を進めるとともに、チェックポイントの見直しなど、内容の改訂を継続していく必要がある。				

事業名	学校・保護者・地域の意見交換の場の設定	開始年度	-	担当課	教育局教育相談課
事業実施の背景	各校のいじめ対策についての理解を深めていくために、生徒総会やPTA総会、学校運営協議会、健全育成協議会等の機会に、いじめの未然防止等について、説明・意見交換を行う場を設定し、これまでのいじめ防止等対策を確認するとともに、学校の対応を保護者や地域住民に周知することにより、いじめ問題に対する関心や理解を深める必要がある。				
目的等	いじめの未然防止等について、学校・保護者・地域住民が連携して取り組むことができるようにする。  <目標> 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促す。				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 学校が、生徒総会やPTA総会、学校運営協議会、健全育成協議会等の機会を捉え、自校のいじめの未然防止対策について説明したり、意見交換を行ったりする場を設定する。</p> <p>&lt;実績&gt; 学校が様々な機会を通して、いじめの未然防止等について、説明・意見交換を行う場を設定したことで、いじめ問題に関する意識の高揚が図られた。</p>				
課題・今後の対応など	引き続き、学校運営協議会で協議するなど、児童生徒・保護者・地域住民の意見を広く聴取し、学校・家庭・地域の連携を図りながら、いじめ防止等対策の実効性をより高めていく必要がある。				

事業名	相談窓口リーフレットの作成・配布	開始年度	平成30年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課
事業実施の背景	いじめの早期発見や解決への一助とするために、いじめに関する資料や関係機関の相談窓口をまとめたリーフレットを作成し、広く周知することとした。				
目的等	<p>いじめに悩む児童生徒や保護者が必要なときに相談できるよう、いじめに関する様々な相談窓口を周知し、いじめの早期発見、早期対応につなげる。</p> <p>&lt;目標&gt;いじめに悩む児童生徒や保護者への支援として、いじめに関する相談窓口の周知を図る。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 新学期に、市立学校の全ての児童生徒と保護者、教職員に対していじめ相談窓口リーフレットを配布し、相談窓口の周知を図る。</p> <p>&lt;実績&gt; ・令和5年度作成分は、市立学校188校に配付、市民利用施設等180か所に配架した。 ・以下の相談窓口の紹介のほか、子どもたちを認める声掛けや、子どもとの日頃の会話の大切さを伝える内容とした。</p> <p>※相談窓口・・・24時間いじめ相談専用電話、いじめ相談受付メール、仙台市いじめ等相談支援室「S-KET」、仙台市教育相談室、子育て何でも相談電話、児童相談所電話相談、親子こころの相談室、24時間子供SOSダイヤル、子供の相談ダイヤル、いじめ110番、仙台いのちの電話、子ども悩みごと電話相談、チャイルドライン、子ども若者電話相談、ヤングケアラー相談、こどもの人権110番</p>				
課題・今後の対応など	リーフレットの掲載内容について、必要に応じて見直しを行いながら、引き続き相談窓口の周知を図る。				



事業名	市民向けの広報・啓発	開始年度	平成30年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課
事業実施の背景	仙台市いじめの防止等に関する条例に基づき、児童生徒、保護者、地域社会等に向けて、いじめ防止等について必要な広報啓発を行う必要がある。				
目的等	市や学校、家庭、地域社会がいじめ問題について共通認識を持ち、ともに連携を図りながらいじめの防止等に取り組む環境を実現するため、社会全体で子どもたちをいじめから守る意識を醸成する。  <目標>社会全体でいじめの防止に取り組むことの重要性やいじめの定義について、機会をとらえて様々な方法で広報周知を行う。				
施策の実施状況	<概要> 条例に基づき、社会全体でいじめの防止に取り組む重要性について広く市民に向けて広報啓発を行う。  <実績> ・啓発リーフレットの配布のほか、地下鉄広告や市庁舎への懸垂幕の掲出など、様々な方法で市民に向けて広報啓発を行った。 ・市民向けセミナーの開催(参加者55名)、仙台市PTAフェスティバル等のイベントへの出展、青少年健全育成講演会での講話、市政出前講座の実施(1件)などを通じて、いじめ防止に係る啓発を行った。 ・いじめ防止等対策ポータルサイトについては、いじめ防止啓発まんがを新たに制作するなど、コンテンツの充実を図るとともに、あらゆる啓発の機会を活用してサイトの周知を行った。また、児童生徒の1人1台端末に当サイトのブックマークを追加し、アクセスの向上を図った。				
課題・今後の対応など	社会全体で子どもたちをいじめから守る意識を醸成するため、引き続き機会を捉えて、様々な手法により、効果的な広報啓発を展開していく。併せて、ポータルサイトの認知度を高めるとともに、内容の充実を図っていく。				

事業名	いじめ防止等対策本部会議	開始年度	令和元年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課
事業実施の背景	<p>仙台市いじめの防止等に関する条例のもと、社会全体でいじめ防止等に取り組むにあたり、市役所においても全ての職員がいじめの問題を意識し、全庁一丸となって施策を展開していくことが必要である。</p>				
目的等	<p>本市におけるいじめ防止等対策に関し、全庁的な認識の共有と連携を図り、施策を効果的に推進する。</p> <p>&lt;目標&gt;年間3~4回程度開催し、職員がいじめ防止に取り組む意識の向上と関連施策の推進を図る。</p>				
施策の実施状況	<p>&lt;概要&gt; 市長を本部長とし、副市長と各局区長、教育長、各企業管理者で構成する。いじめ防止等対策に関し、全庁的な認識の共有と連携を図り、効果的に施策を推進するための議論を行う。</p> <p>&lt;実績&gt; 令和5年度は3回開催し、本市におけるいじめの状況、施策の実施状況のほか、いじめ防止等に関する各局区の実績状況、仙台市いじめ等相談支援室 S-KETの相談実績など、いじめ防止等対策に係る情報共有や調整等を行った。</p>				
課題・今後の対応など	<p>引き続き、全庁を挙げたいじめ防止対策を推進していくため、本部会議を通じて情報を共有しながら、職員がいじめ防止に対する意識の向上を図っていく。</p>				